

## 第7節 案内・解説施設

エントランスゾーンを起点に、史跡公園の見学に必要な案内・解説施設の種類を表5-2に整理する。

泉坂下遺跡の整備内容には、遺跡の表現に立体的な要素が少ないことから、案内・解説施設は遺跡公園としての雰囲気（イメージ）づくりに大きく関わる施設となる。また、周辺にガイダンス施設は設置しないことから、史跡公園における泉坂下遺跡の情報提供の主体となるものである。

このため、案内・解説施設は、色調や形式に統一感を持たせ、周囲の景観と調和を図り、シンプルで目立たないデザインを検討する。

- ・エントランスゾーン（東・北）には、それぞれ案内板を設置する。東エントランスには、立ち上がりのある形式の大型の解説板を配置し、橋を渡った正面に公園名称サインを配置する。北エントランスにも、一回り小さい形式の解説板を設置する。
- ・エリアごとに配置する解説施設や、各遺構に設置する施設は、見学路に沿って足元近くの低い位置に示すようにする。
- ・茨城県の定めた「いばらき多言語表記ガイドライン」においては、観光施設等における外国語表記についての配慮事項が示されている。このため、ガイドラインを参考に、ピクトグラムの採用やタイトルを英語で併記することを検討する。

表5-2 案内・解説施設の種類と内容

種類	内容	配置
①案内板	・史跡泉坂下遺跡の概略を紹介し、史跡公園全体図などを表示して、現地見学に必要な情報を提供する。あわせて注意事項を記載する。	・現地見学のスタート地点である、エントランス（東）に大型の案内板を設置する。 ・エントランス（北）には、一回り小さい形式で配置する。
②総合説明板	・泉坂下遺跡の調査結果を踏まえた詳細解説と、史跡公園全体図などを表示し、現地見学に必要な情報を提供する。 ・弥生時代の状況についてイラストやAR・VR等を用いてわかりやすく表現する。	・公園全体を展望しながら泉坂下遺跡の解説を受けることができるよう、横に広がりのある形状を採用する。
③説明板	・遺構表示の対象や、ゾーンごとの特徴など、見学ポイントに沿って解説する。	<b>○遺構展示ゾーン</b> 弥生再葬墓東群、弥生再葬墓西群 2基 複製展示（再葬墓SK1、SK2、SK26） 3基 眺望地点もしくは縄文エリア 1基 <b>○活用広場ゾーン</b> 平安時代以降の泉坂下遺跡 1基
④史跡標識	史跡名称、指定年月日、設置者、設置年月日等を明記する。（史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則）	・エントランス（東）に設置する。
⑤名称サイン	史跡公園の正面に、施設名称を掲示する。	・入口（メイン）に設置する。橋を渡った正面にある低い擁壁を活用する。

※史跡公園内の誘導案内の表示は設けない。

※樹名板は、開園後の市民連携や学校教育の過程で、製作設置する方法について検討する。

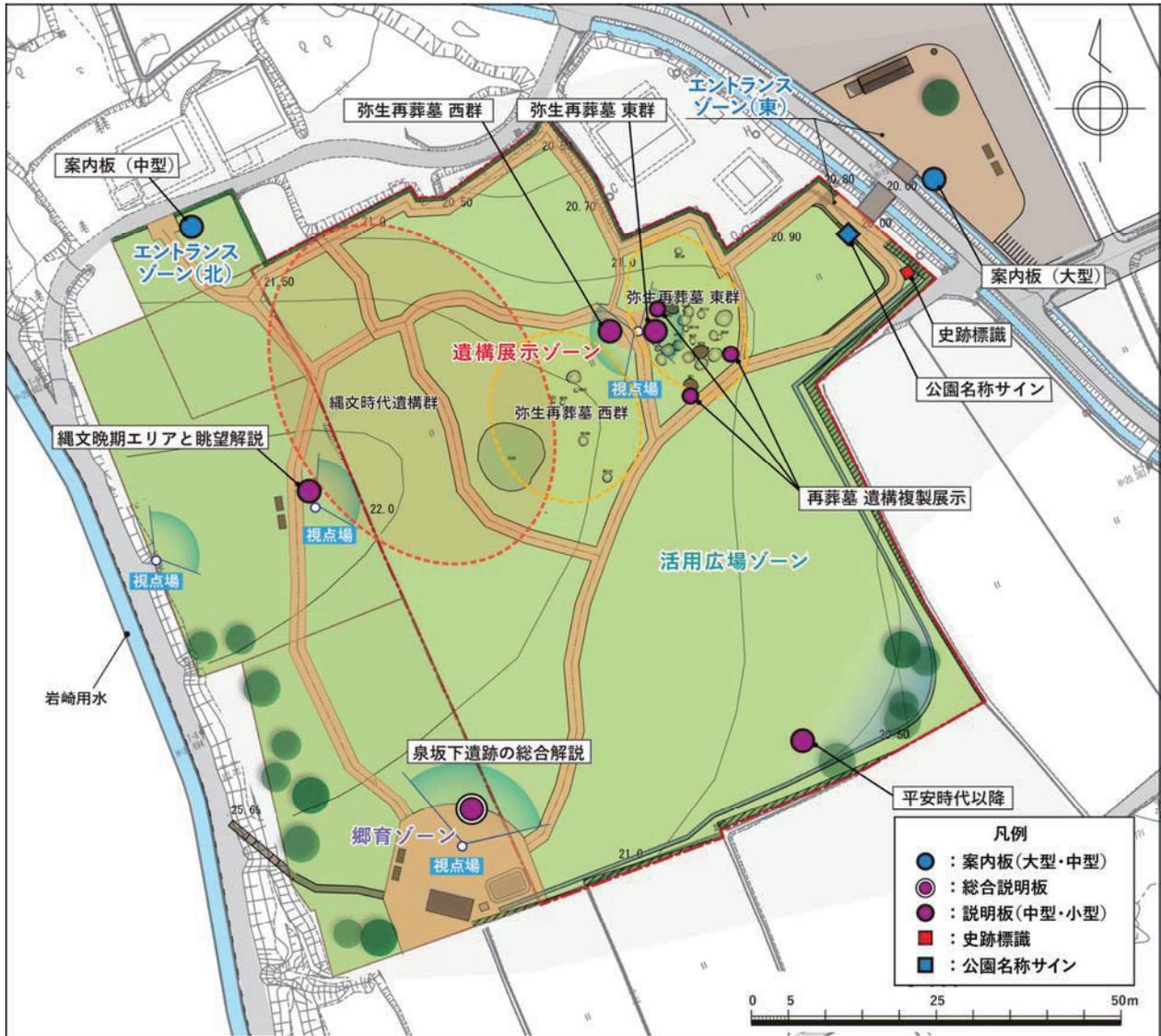


図 5-14 案内・解説施設配置図

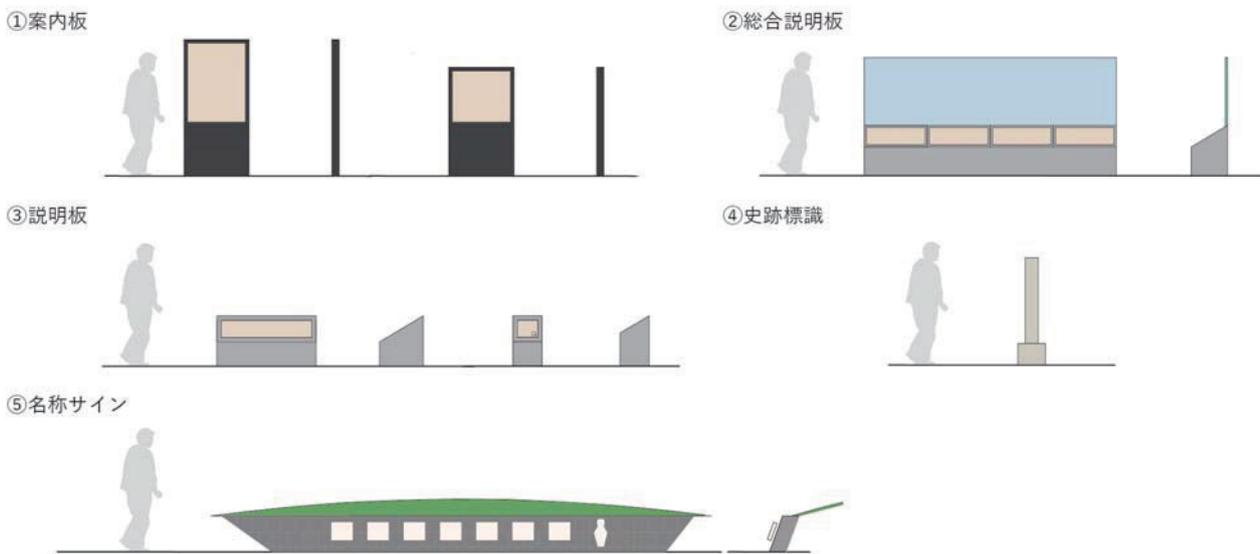


図 5-15 案内・解説施設姿図（イメージ）

○説明板やAR技術等を用いた解説

- ・文字や写真・図面などを掲載して泉坂下遺跡の特徴を説明するほか、イラストを取り入れるなど、親しみやすい解説方法を検討する。
- ・版面に掲載できる情報量は限定されてしまうことから、常陸大宮市歴史民俗資料館にリンクするQRコードを掲載し、遺構の解説や出土遺物などの追加情報を得られるようにする。
- ・さらに、スマートフォンやタブレットを用いて、埋葬の様子を再現した映像を重ねて眺めるなど、現地見学の理解を助けるためのAR技術等の活用を検討する。



ガラスサインを併用した総合説明板  
安満遺跡公園



架台を低く抑えた説明板（中型）  
史跡勝坂遺跡



QRコードを併用した説明板（小型）  
平出遺跡公園

## 第8節 管理・活用施設

来訪者が史跡公園を快適に利用でき、また泉坂下遺跡や郷土の理解につながる各種活動に資するため、休憩施設（東屋やベンチ）、便所、照明・水飲み等の各種施設を配置する。

管理・活用施設は、主にエントランスゾーン（東）及び郷育ゾーンに配置し、史跡指定地には、必要最小限の配置にとどめる方針とする。

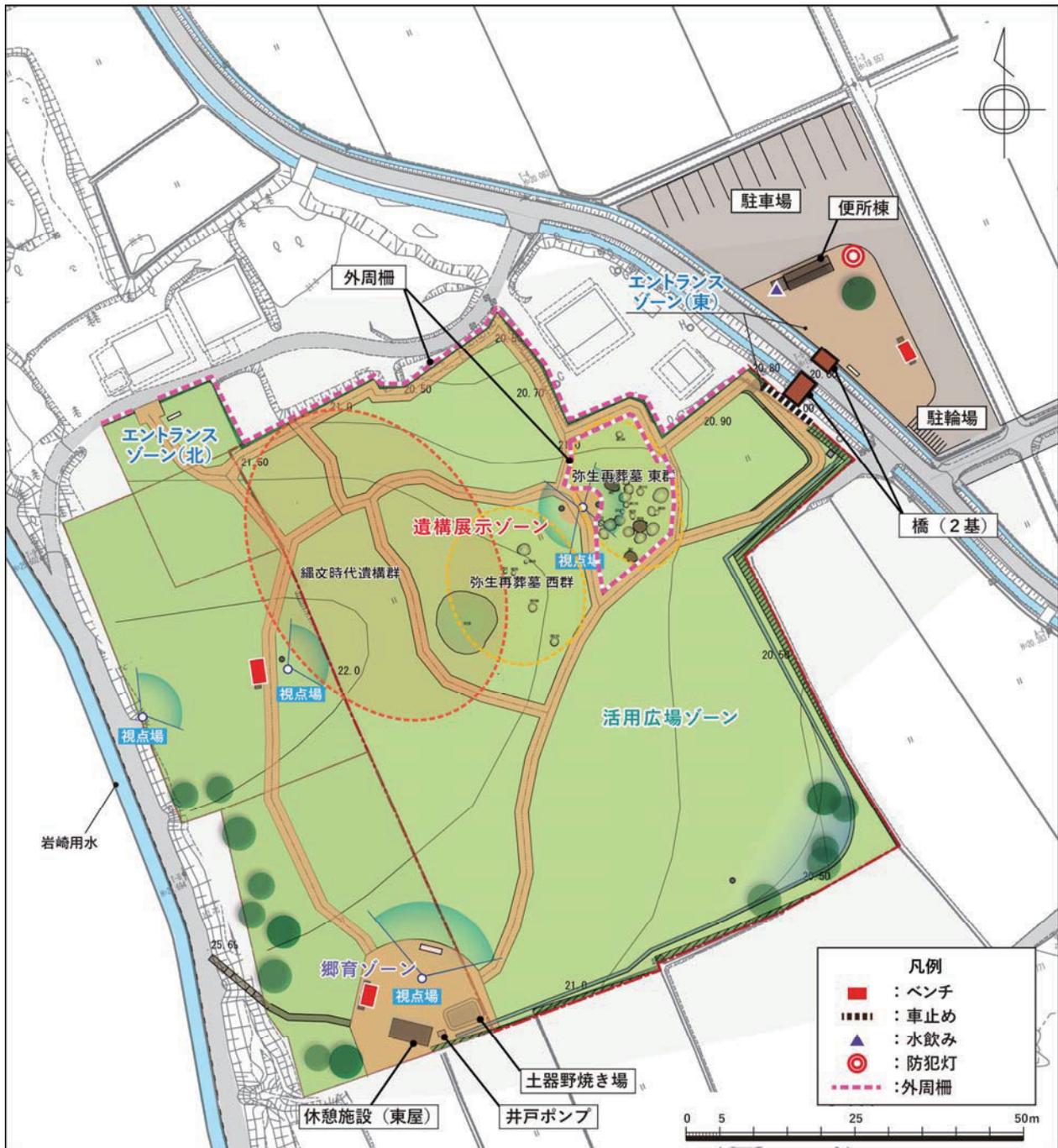


図 5-16 管理施設の配置計画図

表 5-3 管理・活用施設の種類と内容

種類	内容	配置
①ベンチ	見学者の休憩施設。	入口や眺望点など 3か所程度
②休憩施設（東屋）	休憩しながら遺跡全体を展望する。 規模：約 25 m <sup>2</sup> 程度（約 3.5×7.0m）	郷育ゾーン 1棟
③便所棟	来訪者がアクセスしやすい場所に設置 便所規模は、男性用（洋式1・小用2・洗面台1）・女性用（洋式2・洗面台2）・バリアフリートイレの3種別とし、掃除用具等の保管倉庫を併設する。	エントランスゾーン（東） 1棟
④橋	用悪水路を渡る通路用に新設。 橋には転落防止用の柵も設置する。	入口（メイン） 2基
⑤照明施設	夜間の安全確保のための防犯灯 ※指定地内は設置しない。	エントランスゾーン（東）
⑥水飲み・井戸	見学者の水場の利用に用いる。 ただし、井戸は体験活動の際の手洗いのみの使用に限定し、飲用には用いない。	水飲み：エントランスゾーン（東） 井戸：郷育ゾーン
⑦車止め	入口部分の車・自転車の進入を防ぐ。 ※史跡公園を閉鎖する門扉は設置しない。	入口（メイン・サブ）
⑧外周柵	立ち入り制限箇所に接する園路の脇に、柵を設ける。 設置箇所は最小限の範囲とし、圧迫感を与えないよう低いロープ柵を設置する。	史跡公園北側の敷地境界 弥生再葬墓東群
⑨土器野焼き場	土器焼きなどの体験活動を計画しているため、野焼き場を設ける。	郷育ゾーン

●管理・活用施設の例（イメージ）

①ベンチ



ベンチ（花崗岩 百済寺跡公園）



ベンチ（木材 平出遺跡公園）

②休憩施設



東屋（木材 登呂遺跡）

③便所棟



トイレ兼管理棟（木材 本町田遺跡）

④橋



橋・転落防止柵（平城宮跡）

⑤照明施設



照明灯 照明灯太陽光パネル付  
（景観色塗装 百済寺跡公園）

⑥水飲み・井戸



水飲み（安満遺跡公園）

⑦車止め



胆沢城跡

⑧ロープ柵



高ヶ坂石器時代遺跡

## 第9節 周辺文化財等との連携

泉坂下遺跡周辺の文化財を周遊できる散策ルートやサイクリングコースを設定し、周知・活用する。

### 1. 散策ルートの見直しと環境整備

「常陸大宮市文化財保存活用計画」では、泉坂下遺跡を中心とした中世城郭跡・岩崎用水路・古墳・了誉聖岡ゆかりの寺院・雪村周継関連伝承地などの史跡が集中する上野・村田地区の一部を「上野・村田地区 岩崎用水ライン文化財保存活用区域」として位置づけ、構成文化財や周辺環境の除草等の整備に向けて、市民の主体性を促すことを方針としている。

文化財保存活用区域の名称	
<b>1</b>	<b>上野・村田地区 岩崎用水ライン文化財保存活用区域</b> ～泉坂下遺跡の周辺散歩で常陸大宮の5,000年をタイムトリップ!～
文化財保存活用区域の概要	
<p>この地域は、台地の西側を流れる玉川が、東側を流れる久慈川に合流する地点に近く、大宮台地の南先端にあたります。</p> <p>久慈川に臨む段丘崖上に築かれた中世城郭、宇留野城跡や前小屋城跡から岩崎用水に沿って南に歩けば、人々の信仰の拠り所であった石仏・石塔や、弥生時代の再葬墓遺跡として唯一国史跡となった泉坂下遺跡、住宅地の開発で湮滅した県内最古級の前方後方墳を含む富士山古墳群の一部で前方後円墳の五所皇神社裏古墳。佐竹氏の一族に生まれ戦国期の画人として著名な雪村周継が付近に住し、絵を描くのに使用したと伝わる湧水 雪村筆洗いの池。そして台地上には、ひとつの遺跡</p>	<p>としては国内最多、8個もの硬玉製大珠が出土している縄文時代中期の拠点遺跡坪井上遺跡や、弥生時代後期終末期を飾る美しい十玉台式土器の出土で有名な富士山遺跡が所在します。</p> <p>用水路からはずれて少し足を延ばせば、上岩瀬地区には浄土宗中興の祖と讃えられる了誉聖岡の生誕地に建ち、木像や遺墨を所蔵する誕生寺と、わずか5kmほどの散歩で、常陸大宮市の5,000年に思いを馳せることのできる区域です。</p> <p>歴史の道百選に追加選定された南郷道も一部コースに含まれると考えられますが、当地域のルートは判然としていません。</p>
構成文化財一覧	
文化財の名称	類型
1 宇留野城跡(日向神社) ※市指定有形文化財(工芸品) 軍配2 壺は県立歴史館寄託	未指定史跡、未指定有形文化財(建造物)
2 岩崎用水路	未指定(灌漑施設)
3 愛宕神社入口 大黒天石仏等	未指定有形民俗文化財
4 前小屋城跡	未指定城跡
5 種生院 ※市指定有形文化財(彫刻) 聖観音は県立歴史館に寄託	未指定有形文化財(建造物)
6 種生院境内及び前小屋城跡の石造物	未指定有形民俗文化財
7 御器井戸と三蔵の滝	(伝説関連地)
8 泉坂下遺跡	国史跡
9 星野宮神社の石仏群	未指定有形民俗文化財
10 五所皇神社裏古墳を含む富士山古墳群	未指定史跡
11 誕生寺所蔵 了誉聖岡禪師座像及び関連資料	市指定有形文化財「了誉聖岡禪師座像」(彫刻)含む、未指定有形文化財(彫刻・歴史資料)、(伝説関連地)
12 誕生寺境内子安講関連石仏群	未指定有形民俗文化財
13 雪村筆洗いの池	市指定史跡
14 坪井上遺跡	未指定史跡
15 富士山遺跡	未指定史跡

図 5-17 泉坂下遺跡周辺の保存活用区域

本保存活用区域に関連する取り組みとして、「あるけるすごろくマップ」は作成済みであるが、立ち入りの危険な個所があることからルートを見直し、マップの改定を行う。あわせて、除草等の整備に関しては泉坂下遺跡の整備事業の一つとして、泉コミュニティセンターと泉坂下遺跡の間の斜面地を対象に、市民の参加や協力を得ながら実施できる方法を検討する。

## 2. サイクリングコースにおける構成文化財の周知

常陸大宮駅を起点に泉坂下遺跡を巡るサイクリングコース（図 5-5）は、本保存活用区域の北半に重なることから、コース上にて宇留野城跡、前小屋城跡の展望地点で紹介するなど周知に努める。



図 5-18 史跡泉坂下遺跡を中心とした文化財保存活用区域図

## 第10節 整備事業に必要となる調査等

泉坂下遺跡の整備に先立ち、縄文時代晩期の集落の範囲を明らかにするため、確認調査を実施する。調査の期間は令和7年から3か年を想定し、対象範囲は遺構展示ゾーンの西側（未調査ゾーン）を中心とする。地形起伏を確認するほか、新たな遺構や特徴的な遺物が確認された場合は、史跡整備に反映させる。また、遺構平面表示候補となる縄文時代晩期の遺構を全面調査し、設計に反映させる。なお、未調査ゾーンは未指定の範囲でもあることから、調査完了後に成果を報告書に取りまとめ、重要な遺跡が確認された場合は追加指定等の検討も行う。

表 5-4 発掘調査計画一覧

年 度	対象箇所	調査目的	調査方法
令和7年度	遺構展示ゾーン (史跡指定地内)	・縄文晩期の主要遺構の 全体像把握	・遺構精査 (SI26 と SI30 の精査)
令和8年度	遺構展示ゾーン (未調査)	・遺構保護層の確認 ・縄文晩期の遺構確認	・確認調査 (30トレと31トレの延長)
令和9年度	遺構展示ゾーン (未調査)	・遺構保護層の確認 ・縄文晩期の遺構確認	・確認調査 (32トレの延長)

このほか、郷育ゾーンも埋蔵文化財包蔵地に該当することから、遺構の状況把握を目的に最小限の確認調査を行う。具体的には、休憩施設や解説施設等の施設が、遺構に影響を及ぼすおそれがある場合は事前に調査を行う。これらの調査によって、重要遺構が確認された場合は、適切に保存措置を講じる。

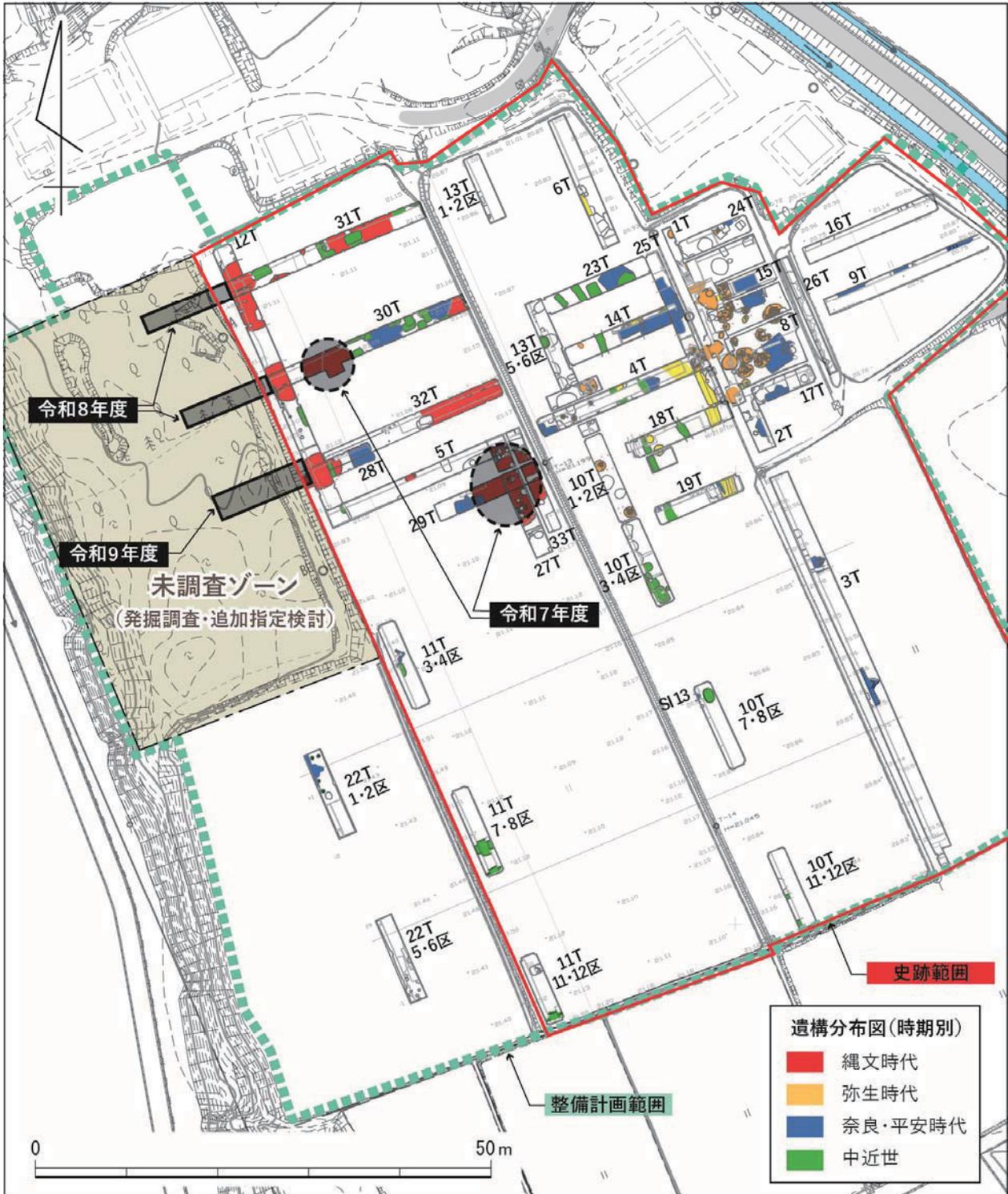


図 5-19 発掘調査計画図

## 第11節 公開・活用に関する計画

史跡泉坂下遺跡の公開・活用は、整備基本方針に基づき、弥生時代という歴史に触れ、郷土への理解が深まるよう、世代を越えた多くの人が集い、親しみ、学ぶことができる活動を推進する。

そのため、史跡公園と歴史民俗資料館という2つの拠点において、史跡泉坂下遺跡の価値を伝え、調査研究の最新成果などを情報発信するだけでなく、自然観察会や土器づくりなどの体験活動、スタンプラリーやフォトコンテストといったイベント開催など、市民や学校と連携しながら多様な企画を検討し、取り組むものとする。

### 1. 整備事業期間中の公開・活用

整備後の公開を見据えて、整備事業期間中に取り組む項目を下記に示す。

#### ○史跡泉坂下遺跡

- ・発掘調査現地説明会
- ・整備中の現場見学会
- ・ウォーキングイベント（健康づくり等とのイベントのコラボ）

#### ○歴史民俗資料館

- ・常設展及び企画展の開催
- ・発掘調査成果の公開

#### ○その他

- ・グッズ開発
- ・ホームページやパンフレット等による情報発信
- ・史跡公園名の愛称募集
- ・学校等への出前講座
- ・周辺文化財とあわせた散策コース設定（見直し）

### 2. 開園後の公開・活用

史跡公園における見学会、土器づくり講座、地域と連携したイベント開催を検討するほか、出前講座や歴史民俗資料館の展示公開など、史跡公園以外における活動も継続して取り組むものとする。

#### ○史跡公園の見学会

- ・市内小中学校の社会科授業、総合学習・郷土教育としての校外学習、体験活動など。

#### ○講座・観察会の開催

- ・土器づくり講座の開催（人面付土器制作、野焼き等）
- ・動植物の自然観察会

### ○地域との連携

- ・文化財スタンプラリー
- ・フォトコンテスト（史跡公園の撮影、いずみのフェイスペイントの撮影など）
- ・土器で炊飯イベント（市内もしくは史跡公園周辺で収穫したお米を使う）
- ・いずみバルーンフェスティバル
- ・スポーツイベント（講師を招いた史跡ヨガなど）
- ・いずみそっくりさんコンテスト
- ・イベントの公募

### ○情報発信

- ・「あるけるすごろくマップ」の改定・周知
- ・サイクリングコースの周知
- ・7.77mのいずみ像を作成しPR

### ○その他（史跡公園以外の取り組み）

- ・学校等への出前講座
- ・文化財講座やシンポジウムの開催
- ・歴史民俗資料館での遺物展示や企画展の開催
- ・市特産品や市内で活動している人との連携  
（和紙を使った拓本ランプシェードづくり、市内陶芸家によるいずみを作成する陶芸体験など）

## 第12節 管理・運営に関する計画

史跡公園の管理・運営の主担当は常陸大宮市教育委員会とし、庁内関係課と連携のもと管理に取り組む。開園前に史跡公園管理条例を検討し、管理上必要な事項を定めるものとする。

そのうえで、市内の小中学校、市民、泉坂下遺跡をまもる会など、多様な関係者の協力を得ながら管理運営を進める。

### ○泉坂下遺跡の管理運営に関連する組織

行政：常陸大宮市、常陸大宮市教育委員会

学校：常陸大宮市内の小中学校

市民：常陸大宮市民や地元区など

ボランティア：泉坂下遺跡をまもる会

関係機関：研究団体・大学・自治体等

### 1. 管理計画

#### ○史跡公園の管理・公開

史跡公園は年間通して常時公開とし、閉鎖管理を行わない。

#### ○日常的な維持管理体制

日常的に常駐する管理者は設置しないが、監視カメラを設置し、市教育委員会職員が定期的に巡回・点検を行う。加えて、地元住民、泉坂下遺跡をまもる会などの協力を得て、異常の有無を把握し、市と連絡できる体制を整える。

#### ○清掃・草刈りなどの委託

清掃・草刈等の管理作業は、市教育委員会が業務委託により実施する。イベントの実施前後の清掃等に関しては、市民やボランティアの協力を得る。

### 2. 運営計画

#### ○史跡のガイド

現在、史跡案内は市教育委員会が行っているが、将来的にはガイドボランティアを育成し、実施してもらう。

#### ○体験活動

体験活動の企画は市教育委員会が行う。実施に関しては、市教育委員会職員だけでなく、泉坂下遺跡をまもる会や市民などの協力を得ながら行う。

#### ○学習支援

市内小中学校の総合的な学習や社会科の歴史学習などでの講座、史跡の見学会などは市教育委員会職員が対応するが、必要に応じてボランティアの協力を得る。

#### ○イベント実施

常陸大宮市教育委員会が主体となり実施する。そのほか、企画運営の希望などが関連機関か

らあった場合はその企画も取り入れながら行う。

**○情報提供**

イベント情報や学術調査の成果の周知など、市教育委員会が行うほか、関係機関への協力を求める。

## 第13節 事業計画

### 1. 年次計画

本計画に基づく史跡泉坂下遺跡の整備事業は、短期・長期の期間を設定する。

#### (1) 短期整備（令和7年度から令和13年度まで）

短期事業の史跡公園開園の目標年次を、令和13年に設定する。令和7年度から各種調査・設計に着手し、順次工事を行い、史跡公園開園に至るまでの事業スケジュールを計画する。

#### (2) 長期整備（史跡公園の短期公開以降～）

保存活用計画の改定後に、長期に位置付けた整備計画を作成する。

### 2. 事業手法

整備事業の財源は、市の財源だけではなく、国や茨城県の支援を積極的に得ていく方針とする。

史跡指定地とエントランスゾーン・郷育ゾーンに関しては、文化庁の「歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業」による補助を想定し、各種調査や設計検討・工事実施を推進する。

上記以外の関連する事業についても、本市の財源に加えて、整備事業に関連する国・茨城県による補助や支援などについて情報収集に努め、積極的に取り入れるようにする。

### 3. 事業推進体制

常陸大宮市教育委員会事務局文化スポーツ課が、泉坂下遺跡に関する事業全般を担当しており、今後も、設計・工事に関する事業について庁内関係各課と連携し、整備事業を円滑に推進できるよう体制を整えるものとする。

事業期間中は、専門家や地域代表などで構成される整備検討委員会（仮称）を設置して、史跡の整備事業を適切に推進する。